



長野県報

7月11日(月)
平成28年
(2016年)
第2790号

目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（6件）（森林づくり推進課）	1
公共測量の実施（建設政策課）	3
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	3

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（情報政策課）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	3
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課）	4
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	4
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	4
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	5
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	5

告 示

長野県告示第429号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月11日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市戸隠字勝負平910のハ、915から917まで、920、926

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長野県告示第430号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月11日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢10688の3、10688の4、10688のイの1、10688のイの4、10688のロの1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第431号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月11日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳279の190、279の193、279の202、279の206
から279の208まで、279の262、279の264

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第432号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月11日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7621の1、7621の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第433号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月11日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木曽町三岳6801の21、6802の44、6802の49、6802の50、
6802の108

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第434号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年7月11日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡生坂村9717の1・9717のイ・9717のロ（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、9711のロ、9712の3、9712の5、9713の1、9714、9715の1から9715の3まで、9716のイ、9716のロの1、9716のロの2、9718、9719、9720のイ、9720のロ、9721、9722、9723の1、9723のロ、9727の1、9727の2、9728の1、9728の2、9729の1、9729の3、9730から9738まで、9740、9741

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

9719（次の図に示す部分に限る。）、9713の1、9729の1、9729の3、9731

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第435号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（上田市都市計画基本図作成）
- 2 作業期間
平成28年7月1日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

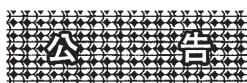
長野県下伊那地方事務所告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成28年6月28日付で南信州広域連合の規約の変更を許可しました。

平成28年7月11日

長野県下伊那地方事務所長 山本智章

市町村課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
第3期長野県高速情報通信ネットワーク整備事業業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県企画振興部情報政策課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成28年6月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 東日本電信電話株式会社

ビジネス＆オフィス営業推進本部 長野法人営業部門

- (2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137-5
- 5 落札金額
756,488,592円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成28年4月28日

情報政策課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ちゃ・茶
- 3 代表者の氏名
大谷 孝夫
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高柏原2294番地5
- 5 定款に記載された目的
この法人は高齢者、障害者及びその家族がいくつかの問題を抱えながらも住み慣れた場所と地域の人々と馴染みの関係を保ち、その人がその歴史を含めたその人らしさを支え充実した生活を続けられる様に自立生活支援のための様々な事業を行い地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年7月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おひさまの丘
- 3 代表者の氏名
寺嶋 禮子
- 4 主たる事務所の所在地
北佐久郡立科町大字宇山1732番地1
- 5 定款に記載された目的